

新監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

平成31年3月27日

新潟市監査委員 高井 昭一郎
 同 伊藤 秀夫
 同 渡辺 有子
 同 加藤 大弥

監査結果等に基づく措置

平成28年度第2定期監査及び行政監査結果報告（平成28年12月26日新監査公表第12号）分

監査の結果等 (指摘・意見)内容	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>《指摘事項》 「松浜配水場計画地」の有償譲渡に向けた協議について（水道局総務部総務課）</p> <p>地方公営企業は独立採算を基本原則とし、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>松浜配水場計画地3,725㎡は、松浜町、濁川地区等の新潟市北部地域の給水状況を改善するため、昭和44年の給水区域拡張事業の開始に伴う松浜配水場整備計画に基づき、昭和46年12月に用地を取得したものである。その後、昭和54年の給水区域見直しにより、松浜配水場整備計画は中止となり、現在に至るまで水道事業としては未利用地となっている。昭和61年以降は、「桜ヶ丘こども広場」として、市長部局へ無償で行政財産目的外使用許可が行われ、隣接する「あかしあ公園」（都市計画公園 3,401㎡）と一体的に利用されている。</p> <p>近年、給水収益が減少傾向にある中、厳しい経営環境にある本市の水道事業においては、遊休資産の有効活用が喫緊の課題となっている。当該用地は、これまで30年間にわたり「あかしあ公園」と一体利用されており、松浜配水場整備計画が中止となったことから、水道事業としての活用は見込まれない資産である。こうした資産については、有償譲渡などの方法により、収益確保に向けた積極的な取組みが必要である。当該資産の再評価を行った上で、市長部局への有償譲渡等について、早急に協議を進められたい。</p> <p>【有効性】</p>	<p>指摘事項への対応措置として、平成29年2月に財務課と松浜配水場計画地の有償譲渡等に向けた協議を行うこととした。その後、年に数回、財務課と有償譲渡に向けた協議を行ってきたが、合意には至らなかった。しかし、当該地の行政財産目的外使用（使用料免除）の更新期限が迫ってきている中で、従来3年ごとの更新としていたものを、当該地をめぐる状況を鑑み、借主である北区建設課に状況を説明したうえで、1年ごとの更新に改めることとした。（平成29年2月～平成31年3月）</p>	<p>今後同様の事例が起きた場合は、行政財産目的外使用（使用料免除）の更新期間を従来通り（3年）とするのではなく、状況を鑑み柔軟に設定するとともに、新たな収益確保の観点から土地の有効活用のあり方について、固定資産の管理および運用を所管する経営管理課と協議して対応することとする。</p>	<p>水道局総務部 総務課</p>
	<p>指摘事項への対応として、対象部署である総務課が有償譲渡等について市長部局（財務課）と協議を行っている。総務課と連携を図り、その結果を踏まえ対応することとしている。（平成29年2月～平成31年3月）</p>	<p>今後同様の事例が起きた場合は、新たな収益確保の観点から土地の有効活用のあり方について、有償譲渡を原則として対応していくこととする。</p>	<p>【制度所管部署】 水道局経営企画部 経営管理課</p>